

埼玉労働局
埼玉県
平成27年5月1日

担当	埼玉労働局職業安定部 職業安定課長 進藤 容子 課長補佐 木崎 淑子 電話 048-600-6208(内線 321)
	埼玉県産業労働部 就業支援課長 三宅 瑞絵 " 副課長 田中 健 電話 048-830-4530

「平成27年度 埼玉雇用施策実施方針」の策定について

- 埼玉労働局では、本県の実情にあった雇用施策を機動的かつ計画的に推進していくため「平成27年度 埼玉雇用施策実施方針」を策定しました。
 - 「雇用施策実施方針」とは、雇用対策法に基づき、都道府県労働局長が、毎年度策定することとなっている雇用に関する施策を講ずる際の指針のことです。
 - この方針に示された労働局による雇用施策と埼玉県の講ずる雇用対策・産業振興策・福祉施策等が、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されることで、若者、女性、高齢者、障害者など働く意思と能力のある埼玉県民の誰もが、持てる能力を十分に発揮する機会を得、社会の支え手になることができるものであり、また、県内企業に必要な労働力が確保され、もって県内経済・社会の更なる発展に寄与するものです。
 - 本方針は、埼玉県知事の意見を聞きつつ策定することとなっています。
埼玉労働局長は、平成27年3月26日に、埼玉県知事に対し、本方針に示す施策を説明するとともに、労働局と県が共同で定める数値目標（10項目）の達成に向け、県と国が一体となって取り組んでいくことについて協力を求め、了承を得ました。
 - 「平成27年度 埼玉雇用施策実施方針」の概要は資料No1です。
 - 「平成27年度 埼玉雇用施策実施方針」は資料No2です。
- ※ 問い合わせ先（電話 048-600-6208 内線 321）
今回の公表については、埼玉労働局職業安定部までお願いします。

平成27年度 埼玉雇用施策実施方針の概要

(埼玉労働局)

雇用施策実施方針策定の趣旨

雇用施策実施方針とは、労働局長が県知事の意見を聞いて定める、雇用に関する施策を講ずるに際しての方針であり、労働局の実施する施策と県の講ずる雇用対策・産業振興策・福祉施策等が密接な関連の下で実施されることにより、県民がその有する能力を十分に発揮する機会を得、社会の支え手になることができるものであり、また、県内企業に必要な労働力が確保され、県内経済・社会の更なる発展に寄与するものである。

平成27年度の重点施策

1 地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進

- 求人条件に合致する求職者情報の提供や求人者が求める求職者への応募勧奨など積極的な求人充足サービスの実施
- 求職者の状況、ニーズを的確に把握し、個別担当者制の支援に誘導するなど積極的なマッチングの推進
- 特区を活用して設置した「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」における労働局・埼玉県による一体的な就業支援の継続及び更なる連携による住民サービスの強化
- ハローワークと埼玉県との連携による県内企業の求人開拓と人材の早期確保
- ハローワークの求人情報のオンライン提供を活用する県内市町村への支援
- 地域のニーズに対応した職業訓練の実施と訓練修了者への就職支援の実施
- 人手不足の状況にある建設や福祉分野等の人材確保・育成の推進

2 若者・女性・高年齢者・障害者等の活躍促進

(若者)

- 未内定卒業生の早期就職に向けた求人情報の積極的提供や個別支援の実施
- 経済団体や大学と連携した新卒者等と県内中小企業をマッチングする就活イベントの開催
- 「職場定着協力事業所」の周知や協力事業所との連携による職場定着支援の強化
- 日本において活躍の場を求める留学生に対する就職支援の実施

(女性)

- マザーズハローワーク・マザーズコーナー等における子育てする女性等の就職支援の推進
- 保育士不足解消に向けた潜在保育士の掘り起こしや求人充足サービスの積極的提供、埼玉県、さいたま市等との共催による保育士合同就職面接会の開催

(高年齢者)

- 「生涯現役社会」の実現を目指した事業主に対する高年齢者の雇用管理に係る相談支援や、求職者に対する職業生活の再設計に係る支援等の実施

(障害者等)

- 埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した障害者雇用の促進
- 地域の就労支援機関や発達障害者就労支援センター等と連携した障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介や職場定着支援の実施
- ハローワークと埼玉県立がんセンターとの連携による長期療養者に対する就職支援の実施

3 重層的なセーフティネットの構築

- 生活困窮者等の自立支援に向けた地方自治体との連携の下での福祉事務所へのハローワークの常設窓口の設置又は巡回相談による職業相談・職業紹介の実施

局・県が共同で定める雇用施策の数値目標

項目	目標
ハローワーク浦和・就業支援サテライトの目標	
利用者数	50,000人
新規求職申込件数	5,800人
紹介就職者数(注1)	1,310人
就職確認数(注2)	4,400人
利用者の満足度	90%
平成28年3月新規高等学校・大学等卒業予定就職希望者に対する目標	
新規高等学校卒業予定就職希望者の就職内定率	平成28年6月末までに100%
大学等卒業予定就職希望者の就職内定率	平成28年4月1日までに85%以上
障害者法定雇用率達成企業数の割合	平成28年度までに60%
県が行う公共職業訓練修了者の就職率	
普通課程	平成27年度100%
短期課程	平成27年度75%

(注1) ハローワーク浦和・就業支援サテライトでの職業紹介により就職した者の数

(注2) ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおける各種就職支援サービスを利用した者のうち、就職したことが確認された者(自己就職を含む。)の数

平成27年度 埼玉雇用施策実施方針

埼 玉 労 働 局

平成27年度 埼玉雇用施策実施方針

目 次

I	趣旨	1
II	平成27年度の重点施策	1
1	地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進	1
(1)	地域における雇用創出と人材確保	1
(2)	人材育成の推進	2
(3)	人材不足分野における人材確保・育成	3
2	若者・女性・高齢者・障害者等の活躍促進	4
(1)	若者の活躍促進	4
ア	新規高卒者に対する就職支援	
イ	新規大卒者等に対する就職支援	
ウ	若者の正規雇用化の推進と職場定着までの総合的なサポートの推進	
エ	外国人留学生への就職支援	
(2)	女性の活躍促進	7
ア	子育て女性等に対する就職支援の推進	
イ	男女均等取扱いの確保とポジティブ・アクション推進	
ウ	男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備	
(3)	高齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現	9
(4)	障害者の就労推進	9
(5)	長期療養者に対する就職支援	10
3	重層的なセーフティネットの構築	11
III	雇用施策に関する数値目標	12

平成 27 年度 埼玉雇用施策実施方針

I 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を埼玉県知事の意見を聞いて定めたものである。

この方針に示した埼玉労働局の施策と、埼玉県の講ずる雇用対策・産業振興策・福祉施策等が密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されることにより、若者、女性、高齢者、障害者など働く意思と能力のある埼玉県民の誰もが持てる能力を十分に発揮する機会を得、かつ、社会の支え手になることができるものであり、また、県内企業に必要な労働力を確保し、もって県内経済・社会の更なる発展に寄与するものである。

II 平成 27 年度の重点施策

1 地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進

(1) 地域における雇用創出と人材確保

埼玉県が創意工夫を活かして行う産業振興、雇用創出、人材育成・確保などの取組に対して、労働行政の立場から必要な支援を行うとともに、ハローワークの職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進を図る。

また、厚生労働大臣と埼玉県知事が締結したハローワーク特区協定に基づき運営しているハローワーク浦和・就業支援サテライト（以下「サテライト」という。）については、実績も順調に推移し、利用者満足度も高いことから、27 年度も継続することとし、労働局と埼玉県との連携をさらに深め、住民サービスの強化を図る。

さらに、各ハローワークは、市町村と連携した就職支援を推進するとともに、市町村による地方創生の取組に対して、必要な協力を行う。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 充足率が高い職種の求人を積極的に開拓するとともに、求人受理時において、求人条件に合致する求職者情報を積極的に提供して、求人者が求める求職者に対して応募を勧奨するなど、積極的な充足対策を図る。
- ・ 求職者の状況、ニーズを的確に把握し、個別担当者制の支援に誘導するなど積極的なマッチングを図る。また、ハローワーク職員の資質向上のため、

キャリアコンサルタントの資格取得の促進を図る。

- ・ 非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善、人材育成に取り組む企業に対して、キャリアアップ助成金等の活用、「多様な正社員」の普及・拡大、就業経験等に応じた公共職業訓練の実施等からなる「正社員実現加速プロジェクト」を推進する。
- ・ 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、7市1町(志木市、秩父市、所沢市、川口市、さいたま市、寄居町、川越市、鴻巣市)において、ハローワークが行う職業紹介等と市町村が行う福祉等に関する業務を連携して行う一体的実施事業を引き続き実施する。
- ・ 15市(鶴ヶ島市、新座市、上尾市、戸田市、坂戸市、羽生市、三郷市、久喜市、狭山市、深谷市、加須市、富士見市、八潮市、和光市、入間市)において、ふるさとハローワークを設置し、国と市との連携により国の職業相談・職業紹介サービスと、市の提供する住民サービスにより、地域住民の就職の促進を図る。
- ・ 長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を実現するため、「働き方改革推進本部」を設置し、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 人材確保支援員を配置して、県の有する企業情報をもとに県内企業を訪問し、女性や高齢者も働きやすい多様な求人を開拓するとともに、開拓した求人情報を円滑にハローワークにつなぎ、早期充足を図る。また、求人企業の魅力を積極的に情報発信し、適材適所の人材の早期確保を支援する。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ サテライトにおいて、国と県が一体となって、各種セミナーの開催をはじめ、若者、女性、中高年齢者等に対して、キャリアコンサルティングから職業相談・職業紹介まで切れ目ない就職支援を実施する。
- ・ ハローワークと埼玉県の人材確保支援員とが緊密に連携して、県内企業の求人を開拓するとともに、求人企業の魅力等を情報発信し、人材の早期確保を図る。
- ・ ハローワークの求人情報のオンライン提供を活用した取組を県内市町村が行う場合、積極的な支援を行う。

(2) 人材育成の推進

時代や地域の訓練ニーズに対応した職業訓練を実施するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備する。

求職者支援訓練の定員を 1,960 人、離職者等を対象とした訓練の定員を 8,303 人として職業訓練を実施する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、地域の訓練ニーズの把握・共有、適切な受講あっせん、訓練修了前からの担当者制による就職支援に取り組む。

埼玉県が実施する業務

- ・ 新規学卒者・求職者を対象に職業訓練を実施するとともに、在職者のスキルアップを支援し、ものづくり分野や環境・エネルギー、介護分野など時代のニーズに対応した人材育成を図る。
- ・ 県内の優れた技能士等の活躍の場を創出するため、技能士等のビジネスマッチングイベントへの出展を支援する。また、製造業・建設業など、ものづくり分野の技術者の技能向上を図るための講座を開催し、人材の育成を図る。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 「地域職業訓練協議会」の場を活用し、埼玉県内の適切かつ効果的な職業訓練の実施に向けて、埼玉県等の関係機関との必要な協議、調整を図り、人材ニーズを踏まえた訓練計画をとりまとめる。

(3) 人手不足分野における人材確保・育成

人手不足の状況にある建設、福祉等の業種について、埼玉県や関係団体等と連携して、潜在有資格者の掘り起こしや就職支援、雇用管理改善に係る支援等を実施することにより、これら業種の人材確保・育成を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 人手不足である福祉分野（介護、看護、保育職種）や建設分野の人材確保に向けて、埼玉県や関係団体等と連携して、潜在有資格者等の掘り起こしや就職支援等を実施する。
- ・ 雇用管理改善を行い、職場定着の促進を通じて人材不足の解消を図る事業主に対して、職場定着支援助成金や建設労働者確保育成助成金の支給、分野ごとの雇用管理改善方策を周知することなどにより、「魅力ある職場づくり」を支援する。
- ・ 地域の人手不足産業に関して、業界団体・企業担当者等から直接話を聞く場を設けることにより、就職支援担当教諭や高校生の人材不足産業への理解促進を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 介護職員初任者研修修了後、3か月以内に県内介護事業所に就職した者に研修受講費の一部を補助する。
- ・ 結婚や出産等により離職した者（潜在介護職員）の福祉人材センターへの登録を推進するとともに、復職前研修の実施及び就職先とのマッチングにより復職を支援する。
- ・ ブランクのある看護職有資格者の職場復帰を促進するため、看護に関する最新の知識及び技術の習得を支援する講習会や、研修期間の給与相当額を県で負担する実務研修を実施する。
- ・ 潜在保育士の職場復帰を支援するため、保育士・保育所支援センターにおいて職場紹介や就職あっせん、再就職支援セミナー等を実施する。
- ・ 建設分野の人材を育成するため、建設業団体と連携した資格取得支援や新入社員研修等を行う。

2 若者・女性・高年齢者・障害者等の活躍促進

(1) 若者の活躍促進

ア 新規高卒者に対する就職支援

可能な限り未内定卒業者を減少させるとともに、卒業後も継続的な支援を徹底することにより未就職者の早期就職を実現する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 埼玉新卒応援ハローワークやサテライト内の新卒コーナーをはじめとした各ハローワークにおいて、新卒者や既卒者に対して、求人情報の提供、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、セミナーや就職面接会の開催等により、新卒者等の就職促進を図る。特に、新規高卒者に対しては、「未就職者ゼロ作戦」を展開し、6月末までには就職率100%を目指す。
- ・ 平成27年度大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期が変更されたことから、新規高卒予定者の採用に影響が生じないように、求人確保について事業主に働きかけを行う。

埼玉県が実施する業務

- ・ 各高等学校を通じて、本人の承諾を得た上で未内定者、未就職者の情報を各ハローワークへ提供し、ハローワークと連携した就職支援を実施する。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 新規高等学校卒業者の求人を確保するため、埼玉県、埼玉県教育委員会と共同で経済団体等に対して求人要請を行う。

- ・ 未内定生徒の保護者に対して、最後まで就職活動を継続するよう、埼玉労働局長、埼玉県教育委員会教育長との連名による勸奨文を発出する。

イ 新規大卒者等に対する就職支援

大学生等の就職活動状況の特性を踏まえ、大学等と連携し就職希望者の把握に努めるとともに、把握した就職希望者に対する継続的な個別支援を行う。あわせて、就職面接会を開催する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 大学等と連携した就職支援に取り組むとともに、特に就職支援協定を締結している大学等については、未内定者全員の登録を行い、個別支援を通じて、希望者全員の就職実現を目指す。また、学生の応募機会の拡大を図るため、「新規大学等卒業予定者就職面接会」を年2回開催する。
- ・ 地元の優良企業への就職を促進するため、事業主団体に働きかけを行い、大学等との意見交換の場を提供する。
- ・ 既卒3年以内の者の応募機会の拡大を図るため、大卒等求人受理時に企業の理解を求め、既卒3年以内の者が応募可能な求人確保するとともに、「既卒3年以内の方対象就職面接会」を開催する。
- ・ 埼玉新卒応援ハローワークやサテライト内の新卒コーナーをはじめとした各ハローワークにおいて、新卒者や既卒者に対して、求人情報の提供、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、セミナーや就職面接会の開催等により、新卒者等の就職促進を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 経済団体・大学と連携し、新規大学卒業者等と県内中小企業をマッチングするイベントを切れ目なく開催する「夢ある埼玉・就活プロジェクト」を実施する。
- ・ 学卒未就職者やフリーターの若者（200人）を対象に、ビジネス基礎研修と県内中小企業での現場実習による支援を行い、正規雇用化を実現する。
- ・ 採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生等を対象に、その特性に配慮した職業訓練を実施する。

ウ 若者の正規雇用化の推進と職場定着までの総合的なサポートの推進

不安定な雇用で働く若者の正規雇用化、ニート状態の若者の自立支援を推進するとともに、就職後の職場定着支援、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談に対応する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 埼玉わかものハローワーク等において、担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナーの実施等を行う。
- ・ ニート状態の若者に対しては、地域若者サポートステーションとの連携・協力により、自立を支援する。
- ・ 埼玉わかものハローワーク及び埼玉新卒応援ハローワーク内に「在職者向け相談窓口」を開設して、就職後の職場定着支援を実施するほか、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談に対応する。
- ・ ハローワークと協力して職場定着に積極的に取り組む事業所を「職場定着協力事業所」として労働局長が認定する制度を周知し、ハローワークと企業の連携による職場定着支援の強化を図る。
- ・ 「若者応援企業宣言」事業については、若者と地域の中小・中堅企業をつなぐ重要な事業であるとともに、若者が詳細な企業情報を知ることにより希望に合った会社を選び、安易な離職を防止する効果もあることから、引き続き積極的に推進する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 県内各地に設置するキャリアセンターブランチ等において、キャリアコンサルティングや心理カウンセリングを実施するほか、ハローワークとの連携により職業紹介まで一体的に支援する。
- ・ ニート等の若者の就業を支援するため、若者サポートステーションと一体的に運営される「若者自立支援センター埼玉」において、相談事業や職業意識啓発事業を実施するほか、市町村と連携した保護者セミナーを開催する。

エ 外国人留学生への就職支援

海外における事業展開を目指す企業の留学生に対する人材ニーズが高まる中で、採用を検討する企業への支援と就職を希望する留学生への支援を強化する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 平成 27 年 5 月に、事業主を対象とした法律面、人材活用法等に関するセミナーを開催するとともに、留学生の就職に資する企業説明会を開催する。また、9 月には留学生を対象とした就職面接会を開催する。
- ・ 埼玉新卒応援ハローワーク内の「留学生コーナー」において、留学生への個別支援を実施する。また、平成 28 年 3 月大学等卒業予定者の求人については、留学生の採用意向の確認を行い、外国人留学生に対して、これらの求人情報を提供する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 海外留学を経験した若者と外国人留学生のサポート拠点として「グローバル人材育成センター埼玉」を運営し、留学支援やハローワークの求人情報を活用した無料職業紹介などの事業を行う。また、外国人留学生向け就職セミナーやグローバル人材向け就職説明会を開催する。
- ・ 埼玉労働局や県内大学及び経済団体などからなる「グローバル人材育成センター埼玉運営協議会」を設置・運営して、埼玉県等が実施する留学生の就職支援に対して、関係機関等との連携を図る。

(2) 女性の活躍促進

ア 子育て女性等に対する就職支援の推進

県内では多くの子育て中又は子育て後の女性等が再就職を希望しているが、就業条件等により再就職が難しい状況にあることから、積極的に就職支援に取り組む。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク大宮を始め、サテライト内のマザーズコーナー及び県内5拠点（川口所、熊谷所、川越所、所沢所及び越谷所）において、埼玉県や市町村と連携して保育関連サービスの情報提供や子育て女性等に対する就職支援サービスを実施する。
- ・ 埼玉県、さいたま市をはじめ子育て女性等の就職支援に取り組む関係機関を参集した「子育て求職者の就職支援協議会」を開催し、子育て求職者の就職支援ネットワークの構築を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、子育てとの両立や職業上のブランクに不安を抱える女性等に対する様々な相談に応ずるとともに、就職準備のための各種セミナーや職場体験・職場見学、ハローワークの求人情報を活用した職業紹介などにより就職支援を進める。
- ・ 本格的なスキルアップを目的とした公共職業訓練へと誘導するため、女性にとって魅力ある体験講座を実施する。

イ 男女均等取扱いの確保とポジティブ・アクション推進

事実上の男女格差を解消し、女性労働者が能力を発揮できるよう、また、ポジティブ・アクションについて広く理解されるよう、企業に対して一層の助言・指導等を行う。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 女性の活躍促進を図るため、埼玉県や労使団体との連携を図り、県内企業に対しポジティブ・アクションの推進を働きかける。また、「女性の活躍・両立支援総合サイト」を活用し、情報開示を行うよう企業に勧奨する。
- ・ ポジティブ・アクションの取組が進んでいる企業を讃えるとともに、企業の積極的な取り組みを促進するため、「均等・両立推進企業表彰」を公募し、表彰する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 地域の経済団体や業界団体等と連携し、女性の職域拡大や定着支援など、女性が活躍するフィールドを拡大する。
- ・ 子育て期の女性などを対象に「在宅ワーク」という新たな働き方を普及するため、在宅ワーカーを育成するとともに中小企業とのマッチングを支援する。
- ・ 女性の活躍を応援するムーブメントを加速するため、発信力のある企業経営者や女性起業家などが「輝く女性応援団」となり、ウーマノミクスをPRする。

ウ 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

女性のM字型の谷を引き上げていくためにも、子育てをする労働者が育児期も離職せずに継続就業をできるよう環境整備を推進するとともに、介護休業制度の周知を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 中小企業に対する「育休復帰支援プラン」の策定支援及び助成金の支給、パパ・ママ育休プラスや育児休業給付金の活用促進等により、育児休業等取得しやすい環境の整備や男性の育児休業取得を促進する。
- ・ 企業における仕事と育児の両立支援の取組促進のため、埼玉県と連携し、改正次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定、くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけを行う。
- ・ 保育士不足解消のため、待機児童が多い市町村を管轄するハローワークを保育士重点プロジェクト実施安定所に指定し、求人充足サービスを積極的に提供するとともに、埼玉県、さいたま市と共催により保育士合同就職面接会を開催する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 短時間勤務制度の活用など、仕事と子育てが両立しやすい企業として、「多様な働き方実践企業」の認定を行い、その普及を図る。

- ・ 保育所の待機児童を解消するため、認可保育所の整備のほか、企業や幼稚園と連携するなど多様な保育サービスの整備を進め、受入枠の拡大を図る。
- ・ 保育士の確保に向けて、処遇改善に向けた取組や、ハローワークと連携して、保育士資格を持ちながら保育所で勤務していない潜在保育士を対象に再就職に向けた支援を行う。
- ・ 保育士資格取得者の県内保育所への就職を促進するため、保育士試験合格者に対する経費助成や、保育士養成校への県内保育所PR、県内保育所見学会の開催などを実施する。

(3) 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現

希望者全員が65歳まで働ける制度の導入を促進するとともに、年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現を目指す。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 高年齢者の職業能力の向上、作業施設の改善、職務の再設計や賃金・人事処遇性等の見直し等を検討している事業主に対しては、高年齢者雇用アドバイザー等の活用により、必要な相談・支援を行う。
- ・ 大宮所及び川口所において、求職活動を行う高年齢求職者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や就労支援を行う。
- ・ 55歳以上を対象とした技能講習・職場体験と就職面接会等を一体的に実施するシニアワークプログラム事業を推進し、再就職の支援を行う。

埼玉県が実施する業務

- ・ サテライト内の中高年コーナーにおいて高年齢者の経験等を踏まえたきめ細かいカウンセリング等を実施し、ハローワークコーナーとの連携により再就職の支援を行う。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 埼玉県シルバー人材センター連合事業推進計画の第三次計画目標の達成に向けて、埼玉労働局、埼玉県シルバー人材センター連合等の関係者と連携・協力しつつ、会員及び就業先（派遣を含む。）の拡大等効果的な事業推進を図る。

(4) 障害者の就労推進

法定雇用率（2.0%）を達成するため、実効ある雇用率達成指導を推進し、より一層の障害者の雇用の場の確保と就職実現を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者就労支援センター等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。また、地域の関係機関と連携・協力し、障害者就職面接会を県内7箇所で開催する。
- ・ 雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行うとともに、埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、ジョブコーチの派遣、職域開発の提案、助成金活用の周知等を積極的に行う。
- ・ 埼玉県教育局と連携し、特別支援学校の生徒の就職促進を図るため、企業と生徒、保護者、教師との面談会等を実施する。また、障害者職場実習推進事業として、生徒を対象とした職場実習先の開拓及び職場実習の支援を実施する。
- ・ 「障害者に対する差別の禁止に関する指針」や「障害者に対する合理的配慮の提供に関する指針」について、事業主向けの説明会の開催等により、同指針の円滑な施行に取り組む。

埼玉県が実施する業務

- ・ 障害者雇用サポートセンターを運営し、障害者雇用に理解を示す企業に対し、具体的な雇用の提案や雇用管理のアドバイスを行う。
- ・ 精神保健福祉士及び精神障害者雇用アドバイザーで構成するチーム支援により、精神障害者の受入れ企業の拡大と就業環境の整備を図るとともに、精神障害者に対する企業の理解を深めるため、実践的訓練を受け入れる企業の開拓を行う。
- ・ 企業やNPO法人等に委託して、障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の就労を支援する（定員400人）。
- ・ 発達障害者就労支援センターを県内3か所に設置し、就労に関する相談、職業能力の評価、コミュニケーション能力等を取得する訓練、ハローワークと連携した企業とのマッチング、職場での定着までワンストップで支援する。

(5) 長期療養者に対する就職支援

埼玉県立がんセンターへの出張相談や専門の相談コーナーの設置等により、長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対する就職支援を実施する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 埼玉県立がんセンターとの連携により、同センター内に就労相談コーナーを設置し、ハローワーク職員が出張相談を行うとともに、大宮所内に専門の

相談コーナーを設置し、長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援の充実を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 企業経営者向けにがん患者の就労に関する理解を高める出張啓発講座を開催する。
- ・ 仕事と治療の両立を図るため、埼玉県立がんセンターにおいて、がん患者や家族を対象とした個別相談を行う。

3 重層的なセーフティネットの構築

ハローワークと地方自治体が一体となって、生活保護受給者等に対して就労支援を行うとともに、住居・生活困窮者が安心して生活が送れるよう、必要な情報提供及び支援を行う。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 生活保護受給者に対して、市及び県の福祉事務所はハローワーク常設窓口を設置しての職業相談・職業紹介（一体的実施事業）又は定期的な巡回相談を実施する。
- ・ 生活困窮者に対する相談支援を実施する関係機関と連携を図るなど、ハローワークと市及び県が一体となった就労支援を実施する。
- ・ 住居・生活困窮者に対しては、「住居・生活支援窓口」をハローワークに設置して、住宅確保に係る相談や市又は県による住居確保給付金の支給、生活福祉資金の貸付け等の福祉施策の周知、関係実施機関への適切な誘導を行い、住居・生活の安定を図った上で就職支援を実施する。
- ・ 埼玉県、社会福祉協議会等の協力の下、第二のセーフティネット支援施策を効果的に実施できるよう「埼玉県生活福祉・就労支援協議会」を開催し、関係機関との連携を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 町村において、住居を喪失した又は喪失する恐れのある求職者に対して、家賃相当の住居確保給付金を給付する。
- ・ 埼玉県社会福祉協議会へ助成を行い、求職者等の自立促進を図るための総合支援資金などの生活福祉資金貸付事業を実施する。
- ・ 町村において生活保護を受給している求職者に対して、生活保護受給者チャレンジ支援事業により、就労支援専門員及び職業訓練支援員が就労相談、職業訓練の受講から求職活動まで支援を行う。

Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

埼玉県と共同で定める数値目標等については、以下のとおりである。

項目	目標
ハローワーク浦和・就業支援サテライトの目標	
利用者数	50,000人
新規求職申込件数	5,800人
紹介就職者数(注1)	1,310人
就職確認数(注2)	4,400人
利用者の満足度	90%
平成28年3月新規高等学校・大学等卒業予定就職希望者に対する目標	
新規高等学校卒業予定就職希望者の就職内定率	平成28年6月末までに100%
大学等卒業予定就職希望者の就職内定率	平成28年4月1日までに85%以上
障害者法定雇用率達成企業数の割合	平成28年度までに60%
県の行う公共職業訓練修了者の就職率	
普通課程	平成27年度100%
短期課程	平成27年度 75%

(注1) ハローワーク浦和・就業支援サテライトでの職業紹介により就職した者の数

(注2) ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおける各種就職支援サービスを利用した者のうち、就職したことが確認された者(自己就職を含む。)の数